

特集 犬・猫に関する苦情



ぼくたち、悪くないもん



動物たちは私たちが癒し、心を豊かにしてくれます。そして、動物々に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑をかけないようにすトラブルが数多く寄せられてきます。あなたは飼い主としてのモラルと

飼うことは、その命を預かることです。飼い主には動物が快適・健康る責任もあります。しかし、環境対策課には犬や猫についての苦情やマナーを守っていますか？

猫に関する苦情

猫に関する苦情の多くが飼い主のいない「ノラ猫」によるものですが、犬と違って登録制度や首輪を付ける習慣がないため、ノラ猫・飼い猫の区別はつきません。飼い猫もご近所迷惑にならないよう、しっかり管理して飼いましょう！

犬に関する苦情

犬を他人の迷惑にならないように飼うのは、飼い主の義務であり社会のルールです。犬の性質と行動を理解し、ご近所迷惑にならないように心がけ、終生愛情を持って飼うようにしましょう！

ワースト1位 交通事故・ケガ

猫に関する苦情の中で最も多いのが、交通事故による死んだ猫の回収依頼と負傷した猫の保護です。

猫は、道に飛び出して車が間近に迫ってくると、恐怖で体が硬直してしまう性質があります。そのため車を避けることができずに接触してしまうのです。

交通事故を防ぐ一番の方法は、猫を室内で飼うことです。猫は、外で飼うと常に交通事故やケガ、伝染病の危険にさらされ、他の猫との縄張り争いなどで逆にストレスになってしまいます。猫を危険な目にあわせないためにも、猫は室内で飼うようにしましょう！



市が回収した猫の死骸件数
平成18年度・・・452件
平成19年度・・・426件
平成20年度・・・246件
*平成20年度は4月～9月

ワースト2位 フンや尿

飼い猫、ノラ猫を問わず、フンや尿による苦情も多く寄せられます。

猫は、塀を飛び越えて他人の敷地にも自由に出入りします。飼い主がきちんとトイレのしつけをしていない猫は、ご近所の庭や歩道、公園の砂場などでフンをしているに違いありません。

庭や花だん、家庭菜園などにフンをされると誰でも不快な気分になります。

猫は室内で飼い、決まった場所にトイレを設けてフン・尿の「しつけ」をしましょう！

室内飼いが難しいなら、まずトイレでフン・尿をさせてから外へ出すようにしてください。



ワースト1位 放し飼い

誰もが「犬好き」ではありません。犬の放し飼いは、通行する人や周辺の人々に恐怖を与える大変危険で迷惑な行為です。(散歩でリードにつながらない行為も同じです。)

また、人を咬んだり(咬傷事故)、道路や公園などの公共の場所や他人の敷地にフンをしたりして、他人の生命財産を不当に侵害することにもなります(飼い主が損害賠償請求されることにもなります！)

放し飼いにされた犬自身も、交通事故や他の犬とのケンカでのケガ、ダニやノミ、皮膚病の伝染などリスクが高まります。

放し飼いは絶対にやめましょう！

市では狂犬病予防法及び咬傷事故予防のため、放し飼いの犬(徘徊犬)は発見次第即座に収容しています。



闘犬種や大型犬種を飼っている皆さんへ

闘犬種や大型犬種は、咬傷事故を起こした場合、生命身体に重大な被害を与える恐れがあることから、次のことを守り、飼い主が責任と自覚を持って管理してください。

闘犬種やその他危害を与える恐れのある犬は、「檻」で飼い、逸走防止のためさらに鎖等で係留すること。散歩を行う場合は、これを制御できる人が行うこと。散歩のときには、咬傷事故防止のため「口輪」を装着すること。

道路を通行する人が接触しない場所、および飼い主以外の人が容易に立ち入れない場所で飼うこと。人目に付きやすい場所に飼養をしめす表示をすること。

万が一逃げ出した場合は、すぐに市役所(環境対策課)に連絡してください。

猫が「嫌われ者」にならないためのお願い

飼っている猫には首輪や迷子札を付けましょう！ノラ猫と区別できるようにしてください。また、行方不明になった場合に役立ちます。

猫は室内で飼いましょう！

交通事故やケガ、病気の伝染を防ぐことができますし、他人の庭などにフンや尿をしたりして近所迷惑になることもありません。

「室内飼い」の方法は、市(環境対策課)ホームページで紹介しています。

避妊・去勢手術を受けさせましょう！

猫は交尾するとほぼ100%妊娠し、1回の出産で4～8匹産みます。メス猫は避妊手術を受けなければ、ねずみ算式に子猫が増えてしまい管理ができなくなります。

オス猫は去勢手術をすることで、臭いオシッコをひっかけるスプレー行為がなくなり、飼いやすいおとなしい性格になります。

ワースト3位 ノラ猫への餌付け

猫を飼っていないなくても、ノラ猫にエサを与える方がいます。飼い主がいなくお腹をすかせたノラ猫に食べ物を与えてあげる行為は、一見、弱い動物を助ける良い行為のように見えます。

しかし、飼い主になって責任を持ってないのなら、エサを与えるべきではありません。なぜなら、その猫はそこに居ついて交尾・妊娠して増え、周辺のごみを荒らし、交通事故や病気で死んでいく猫も出てきます。数が増えすぎた猫は、周辺でフンや尿をして苦情の原因となります。

飼い主になって責任を持ってないのなら、ノラ猫にエサを与えるのはやめましょう！



ワースト2位 鳴き声

「番犬」として犬を飼っている方も多いと思います。しかし、「過剰な吠え声」「無駄吠え」は、周辺の「静かな生活環境」を破壊してしまいます。深夜早朝であれば周辺の安眠を妨害し、飼い主が思っている以上に近所にはうるさく感じられ、それが苦情やトラブルとなります。

犬は、不安やさびしいとき、なわばりを守ろうとすると、飼い主に何かを要求するときに鳴きます。あなたの犬が過剰に吠えるのであれば、なぜ吠えているのか、何に反応しているか考え、ご近所に迷惑にならないように、犬を家の中に入れるなどの対策をとりましょう！

犬の鳴き声は、騒音レベルで、工場の金属プレス機(90dB)よりも大きいと言われています。



ワースト3位 散歩中のフン

公園や歩道など「公共の場所」でのフンの放置による苦情が絶えません。

散歩中にしたフンを、飼い主がきちんと後片付けしないことや、放し飼いの犬によるものが原因です。

誰でも、自分の家の前はきれいにしたいものです。

きちんと掃除をしているのに、他人の犬にフンをされることは大変屈辱的な許せない行為です。

散歩のときは、袋やちりばさみなどを所持して、犬がフンをしたときには飼い主が責任をもって片付けるようにしましょう！

フンを袋に取った後、フン入りの袋をその場に放置するケースも見られます。きちんと家へ持ち帰って「燃やすごみ」で出してください。

フンの放置は、2万円以下の罰金が課せられることがあります！(宜野湾市飼い犬条例) 軽犯罪法違反にもあたります。



沖縄県獣医師会による犬・猫の避妊・去勢手術の助成制度があります！
沖縄県獣医師会(TEL.85 3-800 1)または環境対策課へお問い合わせください。

飼い犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射も義務です！
詳しくは、市(環境対策課)のホームページをご覧ください。